

幌延町農業経営基盤強化促進基本構想（案）

令和8年 月

幌 延 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	幌延町農業の概況	1
2	幌延町農業の現状と課題	3
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	4
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	6
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	8
2	本町が主体的に行う取組	8
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	8
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	8
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	9
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	9
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	10
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	14
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	14
5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	15
第7	その他	15
別紙1	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	16
別紙2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	17

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 幌延町農業の概況

(1) 特徴

幌延町は、日本海北部、宗谷総合振興局の南端に位置し、北緯45度線が通過する積雪寒冷地域である。積算気温が低く耕作期間の気候は冷涼であり、耕種作物の生育には適さない状況にある。また、平坦地の約44%にも及ぶ泥炭土は排水不良の強酸性湿地帯であり、農業発展の阻害要因となっている。

幌延町農業は、明治時代の開拓期から昭和中期に至るまで畑作が営まれていたが、度重なる冷害凶作と水害によって、昭和31年の西天北集約酪農地域への指定を契機に、酪農を主体とした農業を振興し、農地開発事業や土地改良事業等の実施による農地の拡大、飼料基盤の整備、生産施設の近代化、高能力牛の導入等、経営基盤の強化を図ると共に生産性を向上させ、今日に至っている。

しかしながら、近年の気候変動に伴い、畑作物の栽培への取組みも増えつつあることから、酪農、畜産との調和を図りながら農用地利用、農業生産が拡大されることが期待される。

(2) 構造

ア 農家戸数

幌延町は、酪農を主体とした農業振興を進めてきたが、酪農を取り巻く厳しい環境の中、高齢化の進展や後継者の不在等により年々搾乳農家戸数は減少を続けている。

販売農家における農業所得依存度別経営体数を、令和2年農林業センサスと令和7年農林業センサスとで比較した場合、令和7年は71戸となり、令和2年と比較し16戸減少している。また、搾乳農家数については、令和2年よりも14戸減少し、49戸となっている。

農業所得依存度別経営体数（旧主副業別経営体数）（個人経営体）（単位：戸）

区分	合計	農業所得主経営体		搾乳農家
		農業所得主経営体	農外所得主経営体	
R7	71	66	5	49
R2	87	70	17	63
R7-R2	-16	-4	-12	-14

※資料：2025年農林業センサス、2020年農林業センサス（※農業所得主経営体＝主業、農外所得主経営体＝準主業＋副業的で整理）

搾乳農家戸数については町資料

イ 就業構造

販売農家における基幹的農業従事者数を、令和2年農林業センサスと令和7年農林業センサスとで比較した場合、令和7年は男女合計人数で50人減少している。

年齢階層別にみると、増加人数が最も多いのが65歳から69歳までの階層であり、減少人数の最も多いのが55歳から59歳までの階層である。65歳以上の層が全体に占める割合については、令和2年よりも0.4%増加し、27.7%となっている。また、平均年齢については、令和2年より1.4歳増加し、56.0歳となっている。

基幹的農業従事者数

(単位：人)

区分	合計	年 齢 階 層								
		男	女	15 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳
R7	137	86	51	5	12	9	11	7	5	14
R2	187	113	74	16	10	10	13	6	18	40
R7-R2	-50	-27	-23	-11	2	-1	-2	1	-13	-26

(単位：人)

区分	年 齢 階 層						平均年 齢(歳)
	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 ～ 74 歳	75 ～ 79 歳	80 ～ 84 歳	85 歳 以上	
R7	36	11	19	4	2	2	56.0
R2	23	28	14	4	2	3	54.6
R7-R2	13	17	5	0	0	-1	1.4

※資料：2025 年農林業センサス、2020 年農林業センサス

ウ 離農農家と新規就農者

離農農家数を令和 2 年農林業センサスと令和 7 年農林業センサスとで比較した場合、令和 7 年は農業所得主経営体で 4 戸、農外所得主経営体で 12 戸減少している。また、搾乳農家で比較した場合、14 戸減少している。

新規就農者数については、農外からの新規参入者が 1 組、令和 2 年度から令和 7 年度までの間に農家子弟 3 名が親元へ就農している。

エ 認定農業者及び認定新規就農者

認定農業者数は、令和 7 年度末で 67 経営体となり、搾乳農家の全戸が認定農業者となっている。認定農業者数を令和 2 年度末と比較すると、11 経営体減少している。減少の主な要因は離農によるものである。

67 経営体における年齢構成を見ると、60 代の割合が 57.6%と最も高く令和 2 年度末と比較すると 18.2%増加している。次いで 40 代、30 代、50 代の順になっており、20 代がいなくなった。また、全体に占める 65 歳以上の割合は令和 7 年度末で 32.2%となり、令和 2 年度末と比較すると 15.3%増加している。

認定新規就農者は、令和 7 年度に農外からの新規参入者 1 名を認定している。

オ 農地所有適格法人

農地所有適格法人数は令和 7 年度末で 8 法人であり、令和 2 年度と比較すると、2 法人増加している。経営形態別では、酪農、肉牛等の畜産経営が 4 法人、家畜飼料の加工製造及び販売、農作業の受託を主としたものが 2 法人、牧草生産・畑作を行う経営が 2 法人となっている。

カ 耕地面積と農地の流動化等

耕地面積は、令和 7 年耕地及び作付面積統計では 8,110ha、令和 2 年耕地及び作付面積統計では 8,210ha と 100ha 減少している状況にある。

また、1経営当たりの耕地面積の状況を見ると、令和7年は19.8ha増加し、108.1haとなっている。

経営耕地面積の状況 (単位：経営体、ha)

区分	経営耕地面積 のある農家数	耕地面積	1経営体当 たりの経営 耕地面積
R7	75	8,110	108.1
R2	93	8,210	88.3
R7-R2	-18	-100	19.8

※資料：経営耕地面積のある農家数＝2025年農林業センサス、2020年農林業センサス
耕地面積＝R7耕地及び作付面積統計、R2耕地及び作付面積統計

令和7年度における農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の権利移動は、20件、5,014,511㎡となっている。このうち売買による所有権移転は11件、2,382,209㎡、賃貸借によるものが9件、2,632,302㎡となっている。賃貸借の内訳は、新たに利用権の設定を行ったものが3件、1,787,998㎡、利用期間の更新が6件、844,303㎡となっている。

(3) 取り巻く情勢

近年における世界食料需給の変動や地球温暖化の進行、また、人口減少や農業農村の情勢変化を踏まえ、令和6年6月に四半世紀ぶりに改正された「食料・農業・農村基本法」のもと、農業の構造転換が集中的に推し進められる状況の中、食料自給率が高い北海道の農業・農村は、これまで以上に国民の生活安定や経済の健全な発展を目的とした食料生産の基盤として重要な役割を担うことが期待される。

酪農王国北海道の一員として、その一端を担う本町においても、昨今の牧草生育期の天候不順による品質及び収量への影響を始め、原油価格や配合飼料価格の高止まり、人口減少の進行に伴う担い手の減少や不足による労働力及び生産性維持確保への対応など、厳しさがより一層増していく中にあっても、環境の変化に対応し得る酪農畜産の持続的な発展と競争力の強化を図るため、広大な土地資源を活かした飼料の安定生産により飼料自給率を高水準に保ち、飼料生産基盤に立脚した経営の確立と環境保全型・地域循環型生産構造の構築に向けて、草地畜産基盤の総合的な整備を進めるとともに、人材の育成・確保、収益性向上のための生産基盤の強化、スマート農業の加速化や農作業の分業化、営農支援組織の充実による農作業の効率化、労働負担の軽減を推進する。

2 幌延町農業の現状と課題

農業従事者の高齢化や後継者不足により農家戸数は減少傾向が続いている。営農中の経営体にあっても規模拡大に伴う労働負担の増加や生産資材の高騰により経営環境が悪化するなど厳しい現状にある。これ以上の農家戸数の減少は、農地の遊休化や地域経済の弱体化や集落機能の低下に繋がることから、今後、後継者の育成や新たに農業経営を営もうとする青年等の担い手の確保、法人化による規模拡大や雇用労働の確保、スマート農業など新技術の導入や営農支援組織の充実による労働負担の軽減、農業生産活動の効率化を図ることが重要な課題である。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

気候条件や土地条件からこれまで同様に酪農を基幹と位置付け農業経営基盤の強化を図る。また、近年の気候変動に伴い畑作物の栽培への取組みも増えつつあることから、酪農、畜産との調和を図りながら農用地利用、農業生産の拡大が図られるよう推進する。

効率的かつ安定的な経営体を育成するにあたっては、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等の関係機関との連携を強化し、農業者が描く経営の将来展望に到達できるよう、農業経営改善計画の自主的な作成を指導する。また、規模拡大を志向する経営体に対しては関係機関の協力の下、農業委員会が中心となって利用調整活動と農用地の斡旋を行い、利用権の設定を進める。

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保については、担い手が減少するなか、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があり、関係機関の連携のもと、農外からの就農希望者の受け入れ、酪農実習生の募集及び農業体験を通じて農業への興味関心を持った人材の確保を図る。

また、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

酪農業が職業として選択できる魅力あるものとするため、主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保するとともに、他産業従事者並みの年間労働時間の水準を達成し得る効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標とすべき 年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね520万円
目標とすべき 目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とすべき所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目指す。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度の活用により効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体と連携した農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための家族経営協定等に基づく夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担

い手への農用地の利用集積・集約化やスマート農業技術の導入推進、低利融資制度など各種支援施策の活用を推進する。

イ 農業経営の法人化の推進

農業就業人口の減少や高齢化の進行、労働力不足に直面する中、地域農業を支える重要な担い手としての役割が期待される農業法人の育成を図るため、1戸1法人や複数戸法人（協業経営型法人）など、地域の実情に応じた多様な法人化を推進する。

また、農業法人は、地域の農地や雇用の受け皿機能が見込まれることから、地域に根ざした法人化を推進することとし、地域計画の作成・見直しに係る話し合いや農地中間管理事業等を活用した適切な農地の利用調整活動を推進する。

令和17年度における農業法人数を5,600経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、幌延町の令和17年度における農業法人数の目標数を10経営体（令和8年1月現在：8経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

集落営農組織は効率的な生産活動を実施していく上で重要な位置を占めており、個々の経営を改善するため効果的な役割を果たすことができるほか、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として有効であることから、営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、体制が整った組織については、法人形体への移行を図るよう指導する。

エ 新規就農者の育成・確保

幌延町農業が、将来に向けて持続的に発展していくためには次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があることから、農業体験の受入れや地域おこし協力隊制度を活用した農業支援員、就農研修等の受入体制、新規就農者への支援制度に係る情報提供や就農相談活動について、幌延町酪農担い手育成センターを通じて積極的にPRする。

また、農業後継者については、親元への就農後は、後継者が意欲とやり甲斐をもって経営に参画できるよう、早期の経営継承を促すとともに家族経営協定の締結を推進する。

新たに農業経営を営もうとする青年等が、効率的かつ安定的な農業経営者へと発展できるよう、青年等就農計画認定制度の活用を積極的に推進する。就農時には、幌延町新規就農者支援に関する条例に基づく支援により早期の経営の安定化を図る。就農後は、農業改良普及センターや農業協同組合等地域の関係者が連携して、技術・経営指導等のフォローアップを行うことにより、新規就農者の確実な定着に努める。

オ 経営感覚を備えた農業経営者の育成

農業大学校による研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、青年農業者のネットワーク活動支援など、農業経営者としての資質向上に向けた取組を推進する。

また、農業経営の法人化は、経営管理の高度化と安定的な雇用の確保が期待できることから、法人経営の経営者となる人材の育成・確保を推進する。

カ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、地域の潜在的な人材や外国人材などの多様な人材の確保により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題の解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進

する。

さらに、コントラクターやTMRセンター等の営農支援組織の充実、公共牧場の積極的な利用を図り労働負担の軽減につなげる。

キ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業経営における女性参画の促進にむけて、家族経営協定の締結や認定農業者の夫婦共同申請、技術や経営など女性農業者の資質向上を図るとともに、女性農業者のネットワーク活動の強化や男女問わず女性の活躍に向けた意識啓発を行うなど、女性農業者が能力を発揮できる環境づくりを進める。

また、地域をリードする女性農業者があらゆる活動に参画することができる環境づくりを推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画」の実現に向けて、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

広大な飼料基盤を活かした乳肉複合経営、農畜産物の加工・販売、ファームインといった6次産業化など多様な酪農経営の展開を促進するとともに、酪農を核とした地域経済循環の拡大を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター、TMRセンター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の充実や体制整備を推進するとともに、オペレーター等の多様な人材の確保、育成及び組織の円滑な運営を推進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

過去5年間の新規就農者は4名のうち農家子弟の親元と就農が3名、新規参入が1名となっている。酪農を基幹産業とする幌延町は、生乳生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、幌延町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引き上げるという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間480人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、幌延町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

また、雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、幌延町の主たる従事者が、他産業従事者と遜色のない年間労働時間及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、次のとおりとする。

目標とすべき 年間農業所得	主たる従事者1人当たりおおむね520万円
農外からの就農者や農家子弟のうち 親から独立した経営を開始する者	主たる従事者1人当たりおおむね260万円
目標とすべき 年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度

（3）地域ごとに推進する取組

酪農を基幹産業とする幌延町では、幌延町一円で酪農経営による新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、幌延町新規就農者支援に関する条例に基づく支援や関係機関の連携のもと技術・経営面に係るサポートをすることで安定的な経営を行えるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の（2）に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、幌延町又は周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、幌延町における主要な営農類型についてこれを示すと別紙1のとおりである。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の（3）に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。

ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、指標を例示すると別紙2のとおりである。

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町においては、基幹産業である酪農及び畜産経営を営む者のほか、コントラクターやTMRセンターのような農作業を受託する者など、農産物の生産活動等に直接関わる者を農業を担う者として広く位置付けることとする。また、近年の気候変動に伴い畑作物の栽培への取組みも増えつつあることから、酪農、畜産との調和を図りながら新たな農用地利用、農業生産の拡大が図られるよう推進する。

本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用す

るとともに、宗谷農業改良普及センター、幌延町農業協同組合等と連携して指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、幌延町酪農担い手育成センターにおける研修の受入れ、農用地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、幌延町新規就農者支援に関する条例に基づく支援、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事者の態様等の改善、家族経営協定締結の推進、酪農ヘルパー事業への支援に取り組む。

加えて、円滑な経営継承を図るため幌延町農業経営継承奨励事業の実施や、農業支援員による第三者継承希望農家への農作業支援やPR活動による新規参入者の確保を行う。

2 本町が主体的に行う取組

幌延町が事務局を行い、町議会、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関からなる幌延町酪農担い手育成センターが、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築し、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、集落活動への積極的な参加を促すなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営体育成支援事業、強い農業づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業の効果的活用、幌延町新規就農者支援に関する条例に基づく支援を行うことにより経営力を高め、確実な定着へと導く。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

幌延町が事務局を行う幌延町酪農担い手育成センターにおいて、関係団体等と連携しつつ町が全体的な調整を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等について、次の役割分担により実施する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については幌延町、幌延町農業協同組合、技術や経営ノウハウについての習得については宗谷農業改良普及センター、指導農業士等、北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては幌延町農業協同組合、宗谷農業改良普及センター、指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりについては、幌延町、町議会、集落（地域計画の作成区域）など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

公益財団法人北海道農業公社や宗谷農業改良普及センター、幌延町農業協同組合、農業委員会と連携しながら、就農相談会等に定期的に参加し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

町内農家と連携し、幌延町酪農担い手育成センターが行う酪農実習生の受入れを積極的に支援する。農外からの就農希望者があった場合は、幌延町新規就農者支援に関する条例に基づき補助金を交付するなどの支援を行う。

地域おこし協力隊制度を活用した農業支援員によるPR活動等を通し農業関係人口の増加を図る。

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう農業系教育機関との連携、その活動への支援を行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

幌延町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	備考
幌延町農地面積の約98%程度	

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画のブラッシュアップを通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

幌延町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、広大な草地基盤に立脚した酪農経営の更なる規模拡大の推進と高齢化や後継者不足に伴う農家戸数の減少を踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

幌延町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、多くの農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、関係農業者へ直接周知する。

参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業建設課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

幌延町は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

幌延町は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行なう自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行なうことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

①(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規

約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を幌延町へ提出して、農用地利用規程について幌延町の認定を受けることができる。

②幌延町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③幌延町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を幌延町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。

④①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①(5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行なう団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなどを政令第 9 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③幌延町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託

を行ないたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

（７）農用地利用規程の特例

①（５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

②①の規定により定める農用地利用規程においては、（６）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所
- イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項
- ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- エ その他農林水産省令で定める事項

③幌延町は、①の規定に定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を幌延町公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から２週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、幌延町に意見書を提出することができる。

④幌延町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、幌延町は（５）の①の認定を行う。

- ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき１の（８）の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号以下「施行規則」という。）第 21 条の 4 で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の

対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

①(5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、幌延町の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りでない。

②認定団体は、①のただし書きの場合施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を幌延町に届けるものとする。

③幌延町は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの。)に従って、農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

④(5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

①認定団体は、当該認定団体が行なう農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

②①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地

がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

①幌延町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

②幌延町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行なう農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、コントラクター等の農作業受託事業者による農作業受託料金等の情報収集、情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 国営及び道営等の各種基盤整備事業を積極的に活用し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図る上での生産性の高い土地基盤の確立を図る。

イ 交換分合事業等を利用して農地の連担化を図り作業効率の向上等により、望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 規模拡大による経営の大型化を目指す農業者に対しては、各種補助事業や農業金融制度資金の利用による近代的施設の導入を推進し、労働力の軽減や作業効率の向上を図り、望ましい農業経営の育成に努める。

エ 地域農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

①事業推進体制等

幌延町は、農業委員会、宗谷農業改良普及センター、幌延町農業協同組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行

うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

②農業委員会等の協力

農業委員会及び農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、幌延町は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

- (1) 幌延町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 幌延町、幌延町農業委員会、幌延町農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再分配機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和8年〇月〇日から施行する。

別紙 1 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

個別経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農専業 (I) つなぎ飼い (部分放牧を含む)	<作付面積等> ・ 牧草 (採草) 89.2 ha ・ 牧草 (放牧) 18.5 ha 経営面積計 107.7 ha (うち借地 24.2 ha) <飼養頭数> ・ 経産牛 80 頭 ・ 育成牛 56 頭 常時飼養頭数 136 頭	<機械施設設備> ・ 成牛舎 (800㎡) 1 棟 ・ 育成舎 (411㎡) 1 棟 ・ 機械庫 (198㎡) 1 棟 ・ カーフハッチ 9 個 ・ 堆肥舎 (407㎡) 1 式 ・ 尿溜 (322㎡) 1 式 ・ バルククーラー (5,000L) 1 台 ・ バイグライミナー (6台) 1 式 ・ 自動給餌機 1 式 ・ トラクター 2 台 ・ 農用トラック (4tダンプ) 1 台 <スマート農業技術> ・ 自動給餌機による省力化 <その他> ・ つなぎ飼いによる飼養管理 ・ コントラクターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部委託化 ・ 公共牧場を利用した育成牛管理	・ 一部放牧を取り入れた飼料費の削減 ・ データによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理 ・ 青色申告の実施 ・ 乳牛検定データの活用 ・ 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・ 各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・ 資金繰り表等による資金管理	<労働> ・ 家族 2 人 ・ 雇用 3,770 時間 (主たる従事者 380 時間/1人) 2,000 時間/1人) <経営収支> ・ 農業粗収益 9,540 万円 ・ 農業経営費 7,000 万円 ・ 農業所得 2,540 万円 (主たる従事者 1,450 万円/人)
酪農専業 (II) フリーストール	<作付面積等> ・ 牧草 (採草) 91.7 ha ・ サイレージ用とうもろこし 18.3 ha 経営面積計 110.0 ha (うち借地 24.7 ha) <飼養頭数> ・ 経産牛 120 頭 ・ 育成牛 83 頭 常時飼養頭数 203 頭	<機械施設設備> ・ フリーストール牛舎 (1,320㎡) 1 棟 ・ ミキシングバレー (230㎡) 1 棟 ・ バドック (1,200㎡) 1 式 ・ 機械庫 (198㎡) 1 棟 ・ カーフハッチ 14 個 ・ スラリーストア (1,130㎡) 1 基 ・ 曝気槽 (232㎡) 1 基 ・ バルククーラー (8,000L) 1 台 ・ ミキシングシステム (ヘリボン6W) 1 式 ・ えさ寄せロボット 1 台 ・ 自動給餌機 1 式 ・ スキッドローダー 1 台 ・ ホイローダー 1 台 ・ トラクター 3 台 ・ 農用トラック (4tダンプ) 1 台 <スマート農業技術> ・ 自動給餌機、えさ寄せロボットによる省力化 <その他> ・ フリーストール方式による飼養 ・ ミキシングバレーによる搾乳 ・ 哺育・育成牛の預託の外部委託化 ・ TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部委託化	・ 作業の外部委託化により搾乳作業を特化 ・ データによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理 ・ 青色申告の実施 ・ 乳牛検定データの活用 ・ 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・ 各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・ 資金繰り表等による資金管理	<労働> ・ 家族 2 人 ・ 雇用 3,600 時間 (主たる従事者 1,480 時間/1人) 2,000 時間/1人) <経営収支> ・ 農業粗収益 16,090 万円 ・ 農業経営費 13,330 万円 ・ 農業所得 2,760 万円 (主たる従事者 1,530 万円/人)
酪農専業 (III) フリーストール 搾乳ロボット	<作付面積等> ・ 牧草 (採草) 109.7 ha ・ サイレージ用とうもろこし 27.9 ha 経営面積計 137.6 ha (うち借地 30.9 ha) <飼養頭数> ・ 経産牛 150 頭 ・ 育成牛 103 頭 常時飼養頭数 253 頭	<機械施設設備> ・ フリーストール牛舎 (1,320㎡) 1 棟 ・ 機械庫 (198㎡) 1 棟 ・ カーフハッチ 17 個 ・ スラリーストア (1,275㎡) 1 基 ・ 曝気槽 (289㎡) 1 基 ・ バルククーラー (8,000L) 1 台 ・ 搾乳ロボット 2 台 ・ えさ寄せロボット 1 台 ・ 自動給餌機 1 式 ・ スキッドローダー 1 台 ・ ホイローダー 1 台 ・ トラクター 3 台 ・ 農用トラック (4tダンプ) 1 台 <スマート農業技術> ・ 搾乳ロボット、自動給餌機、えさ寄せロボットによる省力化 <その他> ・ フリーストール方式による飼養 ・ 哺育・育成牛の預託の外部委託化 ・ TMRセンターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部委託化	・ 作業の外部委託化により搾乳作業を特化 ・ データによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理 ・ 青色申告の実施 ・ 乳牛検定データの活用 ・ 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・ 各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・ 資金繰り表等による資金管理	<労働> ・ 家族 2 人 ・ 雇用 2,650 時間 (主たる従事者 0 時間/1人) 1,600 時間/1人) <経営収支> ・ 農業粗収益 23,710 万円 ・ 農業経営費 17,840 万円 ・ 農業所得 5,870 万円 (主たる従事者 3,540 万円/人)

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛 専業 (1)	<作付面積等> ・ 牧草 (乾草) 7.0 ha ・ 牧草 (サイレージ) 13.8 ha ・ 牧草 (放牧) 8.8 ha 経営面積計 29.6 ha (うち借地 5.9 ha) <飼養頭数> ・ 繁殖牛 40 頭 ・ 後継牛 14 頭 ・ 育成牛 20 頭 常時飼養頭数 74 頭	<機械施設設備> ・ 繁殖牛舎 (480㎡) 1 棟 ・ 屋外給餌場 (200㎡) 1 式 ・ 育成舎 (101㎡) 1 棟 ・ 分娩牛舎等 (99㎡) 1 棟 ・ 堆肥舎 (238㎡) 1 式 ・ トラクター 1 台 ・ 農用トラック (2tダンプ) 1 台 ・ ホイローダー 1 台 <その他> ・ コントラクターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部委託化 ・ 公共牧場を利用した育成牛管理	・ 放牧を活用した繁殖管理 ・ 良質粗飼料を活用した繁殖・育成管理 ・ データによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理 ・ 青色申告の実施 ・ 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・ 各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・ 資金繰り表等による資金管理	<労働> ・ 家族 2 人 2,690 時間 ・ 雇用 0 時間 (主たる従事者 1,500 時間/1人) <経営収支> ・ 農業粗収益 2,170 万円 ・ 農業経営費 1,190 万円 ・ 農業所得 980 万円 (主たる従事者 550 万円/人)

組織経営体

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
大規模 酪農 専業	<作付面積等> ・ 牧草 (採草) 412.1 ha ・ サイレージ用とうもろこし 81.9 ha 経営面積計 494.00 ha (うち借地 111.1 ha) <飼養頭数> ・ 経産牛 550 頭 ・ 育成牛 374 頭 常時飼養頭数 924 頭 協業法人 <構成員戸数> 4 戸	<機械施設設備> ・ フリーストール牛舎 (5,334㎡) 1 棟 ・ ミルキングパーラー (976㎡) 1 棟 ・ 搾乳ロボット 8 台 ・ 分娩舎 (536㎡) 1 棟 ・ 哺育舎 (275㎡) 1 棟 ・ 育成舎 (2,781㎡) 1 棟 ・ 乾乳舎 (218㎡) 1 棟 ・ 飼料庫 (350㎡) 1 棟 ・ バンカーサイロ (16,800㎡) 1 式 ・ ストレージ (5,729㎡) 1 基 ・ 曝気槽 (1,057㎡) 1 基 ・ バルククーラー (15,000L) 1 台 ・ 自動哺乳システム 2 台 ・ えさ寄せロボット 2 台 ・ 自動給餌機 1 式 ・ スキッドローダー 2 台 ・ ミキサーフィーダー 1 台 ・ ホイローダー 2 台 ・ トラクター 7 台 ・ 農用トラック (4tダンプ) 4 台 ・ スプレーカー 2 台 ・ 自走式ハーベスタ等牧草収穫機械 1 式 <スマート農業技術> ・ 搾乳ロボット、自動哺乳システム、自動給餌機、えさ寄せロボットによる省力化 <その他> ・ フリーストール方式による飼養 ・ ミルキングパーラー又は搾乳ロボットによる搾乳 ・ 公共牧場を利用した育成牛管理	・ 大規模経営によるコスト低減と労働時間の短縮 ・ データによる経営計画、労務、財務、ほ場、飼養管理 ・ 青色申告の実施 ・ 乳牛検定データの活用 ・ 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・ 各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・ 資金繰り表等による資金管理 ・ 労務管理 (人事、教育、福利厚生等) の充実	<労働> ・ 構成員 6 人 7,200 時間 ・ 雇用 2,910 時間 (主たる従事者 1,800 時間/1人) <経営収支> ・ 農業粗収益 81,750 万円 ・ 農業経営費 60,800 万円 ・ 農業所得 20,940 万円 (主たる従事者 5,240 万円/人)

別紙2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

営農類型	経営規模	生産方式	経営の方向と経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農 専業 つなぎ飼	<作付面積等> ・ 牧草 (採草) 40.8 ha ・ 牧草 (放牧) 12.1 ha 経営面積計 52.9 ha (うち借地 10.6 ha) <飼養頭数> ・ 経産牛 40 頭 ・ 育成牛 29 頭 常時飼養頭数 69 頭	<機械施設設備> ・ 成牛舎 (400㎡) 1 棟 ・ 育成舎 (210㎡) 1 棟 ・ 機械庫 (198㎡) 1 棟 ・ カーフパッチ 5 個 ・ 堆肥舎 (267㎡) 1 式 ・ 尿溜 (202㎡) 1 式 ・ バルククーラー (5,000L) 1 台 ・ バイブラインバスター (6台) 1 式 ・ バンクローダー 1 式 ・ トラクター 2 台 ・ 農用トラック (2tダンプ) 1 台 <その他> ・ つなぎ飼いによる飼養管理 ・ コントラクターによる粗飼料収穫と堆肥散布の外部化 ・ 公共牧場を利用した育成牛管理	・ 集約放牧を取り入れた労働時間及び飼料費の削減 ・ データによる経営計画、労務、財務、ほ場管理、飼養管理 ・ 青色申告の実施 ・ 乳牛検定データの活用 ・ 飼養部門と飼料生産部門の損益・原価把握、分析 ・ 各種経営管理ツールを活用した経営改善 ・ 資金繰り表等による資金管理	<労働> ・ 家族 2 人 3,750 時間 ・ 雇用 380 時間 (主たる従事者 2,000 時間/1人) <経営収支> ・ 農業粗収益 4,260 万円 ・ 農業経営費 2,980 万円 ・ 農業所得 1,280 万円 (主たる従事者 680 万円/人)